

ほっかいどうなかさつないこうとうようごがっこうまくべつぶんこう けいたいでんわ しよじきてい
北海道中札内高等養護学校幕別分校 携帯電話の所持規定
ほっかいどうなかさつないこうとうようごがっこうまくべつぶんこうこうちようけたい
(令和6年4月3日 北海道中札内高等養護学校幕別分校校長決定)

もくてき
(目的)

第1条 北海道中札内高等養護学校幕別分校携帯電話の所持規定(以下、「規定」という。)は、本校生徒が緊急時に(登下校中または万が一の事態が発生した時等)使用することを目的とする。

けいたいでんわしよじ てつづ およ きよか
(携帯電話所持の手続き及び許可)

第2条 規定は、保護者からの申請があったもので以下の要件を満たす者に対し、『携帯電話所持許可願』の提出を求め、係により審査をした上で、校長が許可をする。

2 校舎内及び校外授業並びに、学校敷地内での携帯電話の所持許可に必要な要件は、次の各号に挙げるものを遵守することとする。

- (1) 『携帯電話所持許可証』が発行された者のみ、学校で携帯電話を所持することができること。
- (2) 校舎内並びに、学校敷地内での使用を禁止とすること。
- (3) 登校後、速やかに電源を切り、教室の貴重品ロッカーに入れて施錠すること。
- (4) 特別な指示がない限り、下校まで出さないこと。
- (5) 携帯電話の番号が変わった場合、すぐに担任に申し出ること。

きよかと け
(許可取り消し)

第3条 本規定の第2条の2に示されている各号に反した場合、その場で教師に預け、段階的に指導する。

- 2 指導を受けたにもかかわらず、改善が見られない場合は、携帯所持の許可を取り消す。
- 3 許可を取り消された場合は、必要な指導が終了するまで、一定期間の使用を認めない。なお、取り消し期間中は、公衆電話等の利用とする。

た
(その他)

第4条 学校外での使用は、保護者の管理の下で使用する。

ふそく
〈附則〉

- 1 この規定は、令和6年4月5日から施行する。
- 2 規定に関わる諸業務は、生徒指導・保健体育部が担う。
- 3 規定以外のことが発生した場合は、その都度、生徒指導・保健体育部及び関係部署とで検討し、校長の決裁を受ける。
- 4 規定の改定については生徒指導・保健体育部で検討し、校長の決裁を受ける。